

議案第43号

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例案

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月12日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例

守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例（平成27年守口市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 略</p> <p><u>(利用者負担額)</u></p> <p>第2条 <u>利用者負担額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>第1号支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号に該当する法第20条第4項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）同項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という。）の属する世帯の階層及び当該第1号支給認定子どもの区分に応じ、別表第1に定める金額</u></p> <p>(2) <u>第2号支給認定子ども（法第19条第1項第2号に該</u></p>	<p>第1条 略</p> <p><u>(利用者負担額)</u></p> <p>第2条 <u>利用者負担額は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項第2号及び第3号、第29条第3項第2号並びに第30条第2項第2号及び第3号の政令で定める金額とする。</u></p>

当する支給認定子どもをいう。以下同じ。) 支給認定保護者の属する世帯の階層及び当該第2号支給認定子どもの区分に応じ、別表第2に定める金額

(3) 第3号支給認定子ども(法第19条第1項第3号に該当する支給認定子どもをいう。以下同じ。) 支給認定保護者の属する世帯の階層及び当該第3号支給認定子どもの区分に応じ、別表第3に定める金額

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、支給認定保護者が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(市が設置する特定教育・保育施設に係る利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、支給認定保護者から、市が設置する特定教育・保育施設における特定教育・保育に係る利用者負担額を徴収する。

2 略

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)が災害その他やむを得ない理由によりその負担すべき利用者負担額を負担することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(市が設置する特定教育・保育施設に係る利用者負担額の徴収)

第4条 市長は、教育・保育給付認定保護者から、市が設置する特定教育・保育施設における特定教育・保育に係る利用者負担額を徴収する。

2 略

第5条 略

別表第1 (第2条関係)

階層	階層の説明	区分	
		3歳児等	4歳児及び 5歳児
第1階層	被保護世帯等	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	3,000円	2,800円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	3,000円	2,800円
第4階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円未満のもの	8,800円	8,000円
第5階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円以上77,200円未満のもの	8,800円	8,000円
第6階層	市町村民税課税世帯の	12,100円	11,000円

第5条 略

階層	<u>うち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が77,200円以上87,600円未満のもの</u>		
第7階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が87,600円以上97,000円未満のもの</u>	<u>12,100円</u>	<u>11,000円</u>
第8階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が97,000円以上128,400円未満のもの</u>	<u>15,400円</u>	<u>14,000円</u>
第9階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が128,400円以上169,000円未満のもの</u>	<u>15,400円</u>	<u>14,000円</u>
第10階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が169,000円以上211,300円未満のもの</u>	<u>19,800円</u>	<u>18,000円</u>

第11 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 211,300 円以上 231,600 円未満のもの	22,000 円	20,000 円
第12 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 231,600 円以上 243,600 円未満のもの	22,000 円	20,000 円
第13 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 243,600 円以上 267,600 円未満のもの	22,000 円	20,000 円
第14 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 267,600 円以上 301,000 円未満のもの	22,000 円	20,000 円
第15 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 301,000 円以上 3	22,000 円	20,000 円

	<u>97,000円未満のもの</u>		
第16階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が397,000円以上413,400円未満のもの</u>	<u>22,000円</u>	<u>20,000円</u>
第17階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が413,400円以上444,000円未満のもの</u>	<u>22,000円</u>	<u>20,000円</u>
第18階層	<u>市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が444,000円以上のもの</u>	<u>22,000円</u>	<u>20,000円</u>

備考

- 1 この表において「3歳児等」とは、満3歳以上の支給認定子どもであって4歳児及び5歳児以外の者をいい、「4歳児」とは当該年度の前年度の末日において4歳である支給認定子どもをいい、「5歳児」とは同日において5歳である支給認定子どもをいう。
- 2 この表において「被保護世帯等」とは、生活保護法

(昭和 25 年法律第 144 号)による被保護世帯及び中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中
国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法
律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯を
いう。

3 この表において「市町村民税非課税世帯」とは、地
方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定により市町村
民税を課されない者のみにより構成される世帯をい
う。

4 この表において「市町村民税課税世帯」とは、市町
村民税非課税世帯以外の世帯をいう。

5 この表において「市町村民税均等割課税世帯」とは、
市町村民税課税世帯のうち、市町村民税の均等割のみ
を課される者又は市町村民税を課されない者により構
成される世帯をいう。

6 利用者負担額の算定については、当該年度の 4 月か
ら 8 月までの分にあつてはその前年度分の市町村民税
の額を基礎とし、当該年度の 9 月から 3 月までの分に
あつては当該年度分の市町村民税の額を基礎とする。

7 この表に規定する市町村民税均等割課税世帯に該当
するかどうかの判定及び所得割の合計額の計算に際し
て、世帯の構成員の所得割の額を計算するに当たって
は、地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8 並びに附則

第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しない。

8 世帯の階層が第2階層又は第3階層である場合であつて、次に掲げるときは、利用者負担額は0円とする。

(1) 支給認定保護者が、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものであるとき。

(2) 同居する世帯の構成員に、次に掲げる者があるとき。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第1

41号)による国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 特に困窮している世帯であると市長が認めたと
き。

9 世帯の階層が第4階層又は第5階層である場合であって、備考8各号に掲げるとき(以下「特例世帯」という。)は、利用者負担額は、当該階層に定める利用者負担額から1,000円を控除した額に2分の1を乗じて得た金額とする。

10 世帯の階層が第2階層から第5階層までである場合であって、生計を一にする小学校就学前子ども(法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)が、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用する場合において次の各号に掲げる者が支給認定子どもである場合のその者の利用者負担額については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 支給認定保護者の監護を受ける者等(現に支給認定保護者の監護する未成年者、成年に達した者であって未成年者であったことにより支給認定保護者の監護されていたもの並びに支給認定保護者及びその配偶者の直系卑属をいう。次号において同じ。)のうち最も年長である者のうちの1人 この表に定める金額(特例世帯の場合は、備考9の

規定による算定後の金額)

(2) 前号に掲げる者を除く支給認定保護者の監護を受ける者等のうち最も年長である者のうちの1人
この表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
(特例世帯の場合は、0円)

(3) 前2号に掲げる者以外の者 0円

11 世帯の階層が第6階層から第18階層までである場合であって、同一世帯に属する2人以上の者(3歳未満の者及び小学校又は義務教育学校の前期課程の第3学年を修了した者を除く。以下この表において同じ。)
が、同時に特定教育・保育施設を利用し、又はそれらの者の一部が、法附則第7条ただし書の別段の申出をした幼稚園若しくは特別支援学校の幼稚部に在学し、情緒障害児短期治療施設に入所し、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の提供を受けている場合において次の各号に掲げる者が支給認定子どもである場合のその者の利用者負担額については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) それらの者のうち最も年長である者のうちの1人
この表に定める金額

(2) 前号に掲げる者を除くそれらの者のうち最も年長である者のうちの1人
この表に定める金額
(備考9の規定に該当する場合は、当該規定による控除後の金額)に2分の1を乗じて得た金額

(3) 前2号に掲げる者以外の者 0円

別表第2 (第2条関係)

階層	階層の説明	区分					
		3歳児等のうち3歳児以外の者		3歳児		4歳児及び5歳児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	被保護世帯等	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層	市町村民税 非課税世帯	4,50	4,50	3,00	3,00	3,00	3,00
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	市町村民税 均等割課税 世帯	8,20	8,10	5,60	5,60	5,60	5,60
		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第4階層	市町村民税 課税世帯の	11,600円	11,500円	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円

階層	うち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円未満のもの						
第5階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円以上77,200円未満のもの	<u>15,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,300円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,300円</u>
第6階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の	<u>15,600円</u>	<u>15,400円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,300円</u>	<u>12,500円</u>	<u>12,300円</u>

	合計額が 7 7,200 円以 上 87,600 円未満のも の						
第 7 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 8 7,600 円以 上 97,000 円未満のも の	<u>19,7</u> 00円	<u>19,4</u> 00円	<u>17,2</u> 00円	<u>17,0</u> 00円	<u>16,7</u> 00円	<u>16,5</u> 00円
第 8 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 9 7,000 円以	<u>23,7</u> 00円	<u>23,3</u> 00円	<u>21,8</u> 00円	<u>21,5</u> 00円	<u>20,9</u> 00円	<u>20,6</u> 00円

	<u>上 128,400 円未満のも の</u>						
第 9 階 層	<u>市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 1 28,400 円 以上 169,0 00 円未満 のもの</u>	<u>28,7 00円</u>	<u>28,3 00円</u>	<u>25,3 00円</u>	<u>24,9 00円</u>	<u>24,1 00円</u>	<u>23,7 00円</u>
第 10 階 層	<u>市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 1 69,000 円 以上 211,3 00 円未満</u>	<u>33,8 00円</u>	<u>33,3 00円</u>	<u>28,8 00円</u>	<u>28,4 00円</u>	<u>24,1 00円</u>	<u>23,7 00円</u>

	<u>のもの</u>						
第 11 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 2 11,300 円 以上 231,6 00 円未満 のもの	<u>33,8</u> <u>00円</u>	<u>33,3</u> <u>00円</u>	<u>28,8</u> <u>00円</u>	<u>28,4</u> <u>00円</u>	<u>24,1</u> <u>00円</u>	<u>23,7</u> <u>00円</u>
第 12 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 2 31,600 円 以上 243,6 00 円未満 のもの	<u>40,3</u> <u>00円</u>	<u>39,7</u> <u>00円</u>	<u>28,8</u> <u>00円</u>	<u>28,4</u> <u>00円</u>	<u>24,1</u> <u>00円</u>	<u>23,7</u> <u>00円</u>
第	市町村民税	<u>43,6</u>	<u>42,9</u>	<u>28,8</u>	<u>28,4</u>	<u>24,1</u>	<u>23,7</u>

13 階 層	課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 2 43,600 円 以上 267,6 00 円未満 のもの	00円	00円	00円	00円	00円	00円
第 14 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 2 67,600 円 以上 301,0 00 円未満 のもの	43,6 00円	42,9 00円	28,8 00円	28,4 00円	24,1 00円	23,7 00円
第 15 階	市町村民税 課税世帯の うち、世帯	46,9 00円	46,2 00円	28,8 00円	28,4 00円	24,1 00円	23,7 00円

層	の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 3 01,000 円 以上 397,0 00 円未満 のもの						
第 16 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 3 97,000 円 以上 413,4 00 円未満 のもの	<u>50,4</u> 00円	<u>49,6</u> 00円	<u>28,8</u> 00円	<u>28,4</u> 00円	<u>24,1</u> 00円	<u>23,7</u> 00円
第 17 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税	<u>57,2</u> 00円	<u>56,3</u> 00円	<u>28,8</u> 00円	<u>28,4</u> 00円	<u>24,1</u> 00円	<u>23,7</u> 00円

	の所得割の 合計額が 4 13,400 円 以上 444,0 00 円未満 のもの						
第 18 階 層	市町村民税 課税世帯の うち、世帯 の構成員の 市町村民税 の所得割の 合計額が 4 44,000 円 以上のもの	64,0 00円	63,0 00円	28,8 00円	28,4 00円	24,1 00円	23,7 00円

備考

- 1 別表第1の備考（備考11を除く。）の規定は、この表についても適用する。
- 2 この表において「3歳児」とは、当該年度の前年度の末日において3歳である支給認定子どもをいう。
- 3 世帯の階層が第6階層から第18階層までである場合であって、同一世帯に属する2人以上の小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子

どもをいう。以下同じ。)が、同時に特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用し、又はそれらの小学校就学前子どもの一部が、法附則第7条ただし書の別段の申出をした幼稚園若しくは特別支援学校の幼稚部に在学し、情緒障害児短期治療施設に入所し、若しくは児童発達支援若しくは医療型児童発達支援の提供を受けている場合において次の各号に掲げる者が支給認定子どもである場合のその者の利用者負担額については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) それらの小学校就学前子どものうち最も年長である者のうちの1人 この表に定める金額
- (2) 前号に掲げる者を除くそれらの小学校就学前子どものうち最も年長である者のうちの1人 この表に定める金額に2分の1を乗じて得た金額
- (3) 前2号に掲げる者以外の者 0円

別表第3 (第2条関係)

階層	階層の説明	区分	
		標準時間	短時間
第1階層	被保護世帯等	0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	4,500円	4,500円

第3階層	市町村民税均等割課税世帯	8,200円	8,100円
第4階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円未満のもの	11,600円	11,500円
第5階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が48,600円以上77,200円未満のもの	15,600円	15,400円
第6階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が77,200円以上87,600円未満のもの	15,600円	15,400円
第7階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が87,600円以上97,000円未満のもの	19,700円	19,400円
第8階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が97,000円以上128,400円未満のもの	23,700円	23,300円
第9階層	市町村民税課税世帯のうち、	28,700円	28,300円

階層	世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 128,400 円以上 169,000 円未満のもの		
第 10 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 169,000 円以上 211,300 円未満のもの	33,800円	33,300円
第 11 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 211,300 円以上 231,600 円未満のもの	33,800円	33,300円
第 12 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 231,600 円以上 243,600 円未満のもの	40,300円	39,700円
第 13 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 243,600 円以上 267,600 円未満のもの	43,600円	42,900円
第 14 階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 267,600 円以上 301,000 円未満のもの	43,600円	42,900円

第15階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 301,000 円以上 397,000 円未満のもの	46,900円	46,200円
第16階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 397,000 円以上 413,400 円未満のもの	50,400円	49,600円
第17階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 413,400 円以上 444,000 円未満のもの	57,200円	56,300円
第18階層	市町村民税課税世帯のうち、世帯の構成員の市町村民税の所得割の合計額が 444,000 円以上のもの	64,000円	63,000円
備考 別表第2の備考の規定は、この表についても適用する。			

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。